

新環境総合計画の効果的な推進と進行管理のあり方について (骨子案)

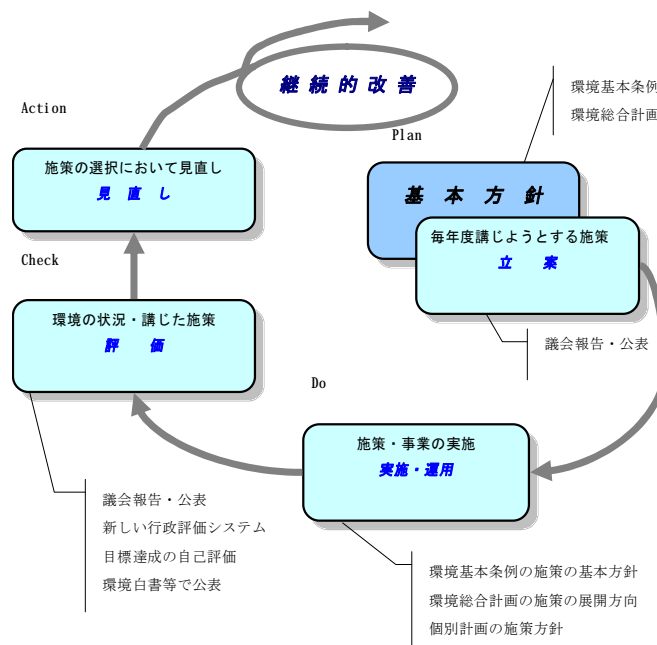
1. はじめに

- 平成 22 年 5 月に大阪府環境審議会から「環境基本条例に基づく環境総合計画について」の答申を受け、平成 23 年 3 月に「大阪 21 世紀の新環境総合計画」(以下「新計画」という。)を策定。
- 新計画においては、計画期間を 2020 年度までの 10 年間とし、「府民の参加・行動」のもと、「低炭素・省エネルギー社会の構築(低炭素)」、「資源循環型社会の構築(循環)」、「全てのいのちが共生する社会の構築(生物多様性)」、「健康で安心して暮らせる社会の構築(健康)」の 4 つの分野で施策を推進し、「魅力と活力ある快適な地域づくり(魅力)」を実施。また、新計画はこれまでの計画の推進体制と進行管理のあり方を一部見直し、中間段階で計画の点検・評価を行うなど社会情勢の変化に柔軟に対応可能としたところ。

2. 計画における考え方

(1) これまでの進行管理

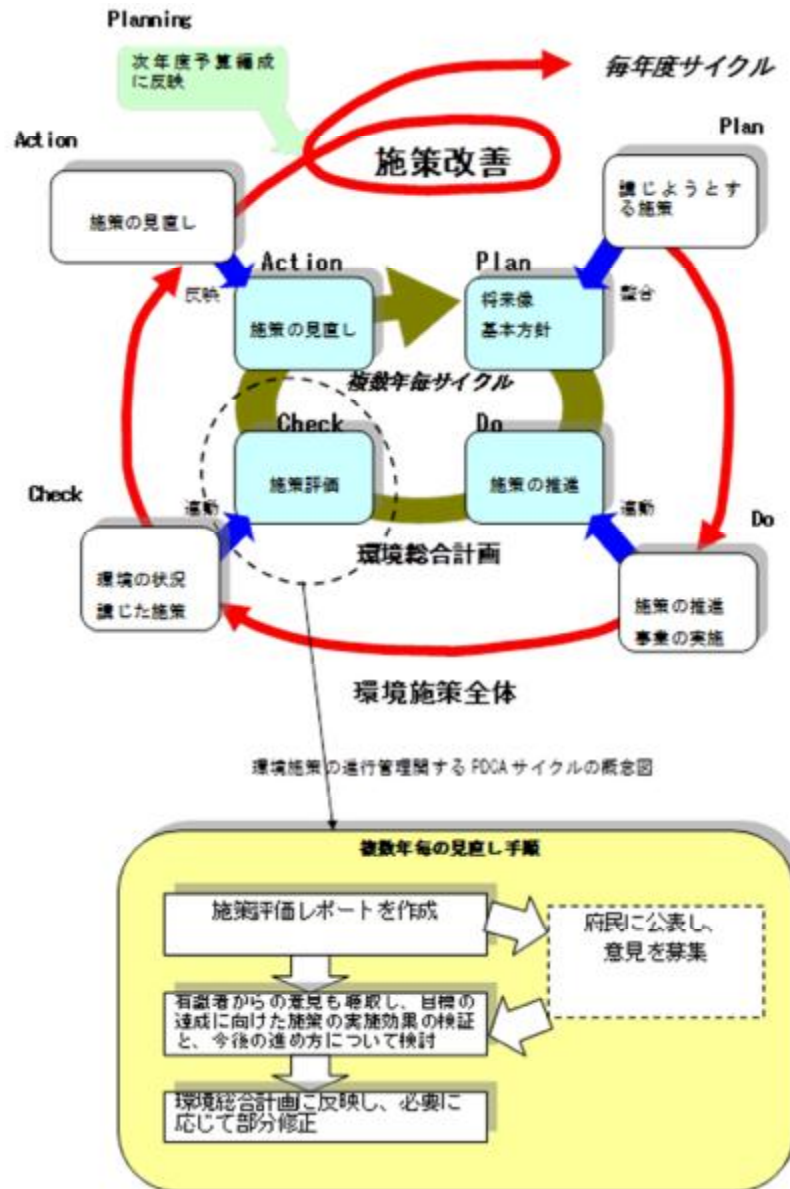
- これまでの旧計画(大阪21世紀の環境総合計画(平成14年3月策定))の進行管理では、知事は、年度当初に、その年度において「豊かな環境の保全及び創造に関して講じようとする施策」(以下「講じようとする施策」という。)を、施策や事業の実施後に、環境の状況並びに「豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策」(以下「講じた施策」という。)をそれぞれとりまとめ、府議会に報告。
- また、環境の状況及び講じた施策については、環境審議会にも報告され、意見聴取が行われるとともに、同審議会の意見も含めてとりまとめて環境白書として公表。



旧計画の進行管理・点検システムの概念図

(2) 新計画における進行管理

- 新計画においては、計画の効果的な推進を行うため、次の図のとおり毎年度のサイクルによる進行管理を行うことと併せて、複数年毎（概ね3～4年）のサイクルによる進行管理を行うことにより、急速な社会経済情勢の変化に柔軟に対応するとともに、施策のより効率的・効果的な実施を図るため中間段階での点検・見直しを実施。



3. 新計画における具体的な進行管理の方法

(1) 毎年度のサイクル

- 毎年度のサイクルについては、旧計画においても実施しており、基本的にはこれまでの進行管理の方法（PDCAサイクル等）を継承しつつ、進行管理体制の充実や「想定される成果」（アウトプット目標）の設定による目標の明確化など、施策・事業が効果的に推進できるよう進行管理方法を一部見直し。

- ・ また、毎年度、重点的に進行管理する分野^{※)}を予め設定し、その分野について、より詳細に進行管理。

※重点的に進行管理する分野

計画の柱である「低炭素」、「循環」、「生物多様性」、「健康」に「魅力」を加えた5つの分野の中から毎年度1又は2分野選定する。原則として複数年毎のサイクル期間中に全ての分野が最低限1回は重点分野となるようにする。

① 進行管理体制の充実

- 〇 計画の進行管理は、行政において内部点検を行った上で、大阪府環境審議会環境総合計画部会（平成22年6月設置。以下「部会」という。）において進行管理。

② 進行管理の方法

- 〇 毎年度サイクル進行管理については、基本的には、講じた施策としてとりまとめられる施策・事業の進捗状況等を基に部会において進行管理を行うこととし、特に重点的に進行管理を行うこととされたものについては、講じた施策等を基に部会の場でヒアリングを行う等によって、より詳細に進行管理。

<PLAN>

- 〇 毎年度、翌年度に講じようとする施策をとりまとめ、議会に報告するとともに公開。とりまとめに当たっては、施策・事業実施のための目標を明確化するため、施策・事業毎に「想定される成果」(アウトプット)を記載。

<DO>

- 〇 講じようとする施策に示された施策・事業を実施。

<CHECK>

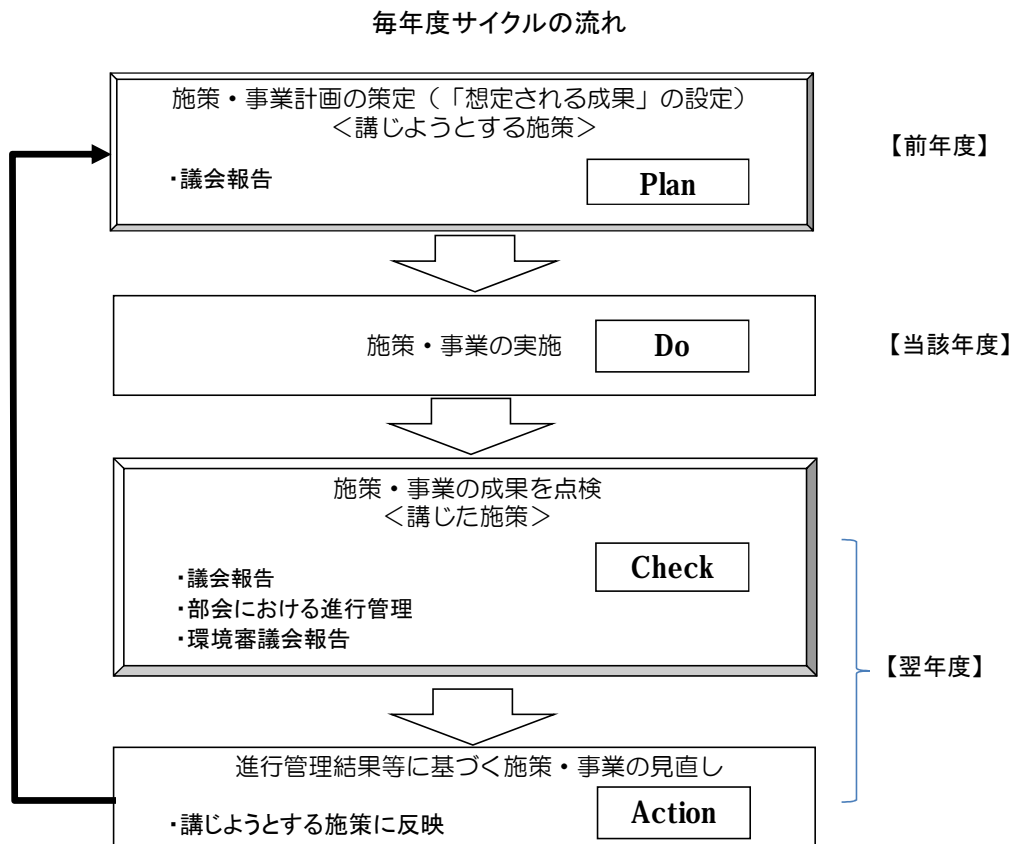
- 〇 講じようとする施策に基づき実施された施策・事業について、「想定される成果」が得られたかなどを行政において予め自己点検を行った上で、講じた施策をとりまとめ。併せて、施策の推進などによって変化する大阪府の環境の状況を把握するため環境の状況を整理してとりまとめ。これら環境の状況と講じた施策については、議会に報告するとともに環境白書としてわかりやすくとりまとめて公表。

また、部会において、講じた施策等に基づき進行管理を行い、その後に開催される環境審議会に、部会における進行管理の状況及び環境白書等を報告し、意見聴取。

<ACTION>

- 〇 部会における進行管理結果等に基づき、適宜施策や事業の見直し等を行い、翌年度の講じようとする施策に反映。

- また、環境審議会における意見等を、部会における進行管理や翌年度にとりまとめる環境白書に反映。



(2) 複数年毎(3~4年)のサイクル

- 急速な社会経済情勢の変化に柔軟に対応するとともに、施策・事業のより効率的、効果的な実施を図るため、複数年毎(概ね3~4年を目途)に計画に掲げた施策の方向や主な施策等の実施効果の検証を行い、有識者等からの意見も聴取し、必要に応じて計画を修正。
- 評価を行う際は、施策・事業推進に係る費用と得られる効果について、客観的に評価が出来るよう、数値化に努力。また、環境施策等には多様な効果があり全てを数値化することが困難であることから、定性的効果についても併記。
- 評価資料を公表し、広く府民の皆様のご意見を頂き施策・事業の見直しに反映。

① 点検・評価の時期

- ・ 計画の期間は、10年間として2020年の目標を掲げているところであるが、環境の状況の変化、科学的知見の蓄積、さらには地方自治体が果たすべき役割の変化等の社会的な動向に柔軟に対応するため、中間段階での点検・評価を行うこととし、期間内に2回程度中間段階(2014年、2017年頃を想定)の点検・評価を実施。

② 点検・評価体制

- ・ 計画の進捗状況の点検・評価は、行政において予め自己点検を行った上で、部会において専門的な知見を踏まえた外部の視点から点検・評価。
- ・ 部会終了後に、点検・評価資料を公表し、府民から広く意見を募集し、環境施策等に反映することにより府民参加のもと環境行政を推進。

③ 点検・評価の方法

- ・ 毎年度のサイクルでは想定される成果（アウトプット）を中心にした進行管理であるのに対して、複数年（概ね3～4年を目途）毎のサイクルでは、府民生活等に対して「どのような『成果』を挙げることができたのか」を重視するため、できる限り**2020**年の目標（アウトカム）を中心に点検・評価。また、点検・評価に当たっては施策評価レポートを作成。加えて、計画に示された工程表の進捗状況についても点検・評価。

具体的には以下のとおり。

<計画に掲げる目標の進捗状況>

- ・ 計画では、「府民がつくる、暮らしやすい環境・エネルギー先進都市」を実現するため各分野毎に**2020**年の目標（アウトカム）を記載。この目標が、**2020**年に向けて、順調に進んでいるかを中間段階で点検・評価。点検・評価に当たっては、予め可能な範囲で中間的な目標を設定し、進捗状況を管理。なお、数年毎の集計のため実績データが存在しない場合は、直近のデータで代用するか、他の定性的な指標を使用するなどにより点検・評価。

<施策の点検・評価>

ア) 施策評価レポートによる点検・評価

- ・ 計画では、**2020**年の目標（アウトカム）を達成するための主な施策を記載。点検・評価に当たっては、このうち **2020**年の目標（アウトカム）毎に、関連する施策・事業を中心にして、複数年毎のサイクルの点検・評価時に施策評価レポートを作成し、目標の達成に向けた施策・事業の検証と今後の進め方について検討。また、要した費用もとりまとめ点検・評価。
- ・ 併せて、計画の柱である「低炭素」、「資源循環」、「生物多様性」、「健康」に「魅力」を加えた**5**つの分野について、分野毎に総合的に点検・評価。
- ・ さらに、各分野で個別実行計画を策定している場合は、その計画の進捗状況なども踏まえて点検・評価。

イ) 工程表による点検・評価

- ・ 計画では、各分野毎の**2020**年の目標（アウトカム）を達成するために講じる施策・事業の工程表を記載。工程表どおりに施策や事業が進んでいるかを、計画の中間段階で点検・評価。計画どおりに進んでいない場合は、原因を究明し、目標達成に向けた工程表の見直しも含めて今後の進め方を検討。

④ 点検・評価結果の反映

- ・ 点検・評価結果に基づき、施策・事業の見直しを行う必要がある場合には、より効果的な施策・事業に転換。
- ・ また、技術の向上及び社会情勢の変化などによっては、目標を含めて計画を柔軟に見直し。
- ・ 計画を見直す場合には環境審議会に諮る。また、環境審議会に諮るに当たっては、部会を開催し、見直しの内容を検討。
- ・ 点検・評価結果は、環境審議会へ報告するとともに、ホームページにおいて公表。

4. おわりに